



2017年10月30日

**従業員からの損害賠償請求リスクに備える保険  
雇用慣行賠償責任保険『雇用トラブルガード』を発売**

共栄火災海上保険株式会社（本社：東京都港区新橋 1-18-6、社長：助川 龍二）は、不当解雇やセクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の各種ハラスメントを理由とする従業員からの損害賠償請求リスクに備える保険、雇用慣行賠償責任保険『雇用トラブルガード』を11月1日から発売します。

『雇用トラブルガード』は業務災害補償保険や会社役員賠償責任保険（D&O保険）に付帯できる「雇用慣行賠償責任補償特約」の補償内容を拡充し、雇用慣行リスクへの補償に単独で加入できる商品となっています。

**開発経緯**

- 職場でのトラブル・悩みに対する都道府県労働局や労働基準監督署への相談は増加を続け、ひどい嫌がらせなどを理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が上昇しているなど、ハラスメントは社会的な問題となりつつあります。
- 終身雇用制度の崩壊に見られるように、雇用形態が変わりつつある昨今、不当解雇やセクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の各種ハラスメントを理由とする従業員からの損害賠償請求のリスクは増大しており、事業者の雇用慣行リスクに対するニーズが高まっています。
- 現在当社には、①業務災害補償保険の「雇用慣行賠償責任補償特約」、②会社役員賠償責任保険（D&O保険）の「雇用慣行賠償責任補償特約」がありますが、これらの背景を踏まえて、お客さまのニーズに柔軟に応えられるよう雇用慣行リスクへの補償に単独で加入できる商品を発売することといたしました。

**商品の概要**

本保険では、雇用に関する不当行為により、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害（賠償保険金および争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。

＜保険金をお支払いする雇用に関する不当行為の具体事例＞

- |                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| ・ 配置・昇進等の差別                 | ・ 不当解雇           |
| ・ セクハラ・パワハラ等の各種ハラスメント       | ・ 雇用契約に関する違反行為   |
| ・ 不当な内定取消し                  | ・ 不当に昇進させない行為    |
| ・ 雇用に関する名誉毀損                | ・ 雇用に関するプライバシー侵害 |
| ・ 不当な雇用条件の変更（賃金・手当て・配置等の変更） |                  |
| ・ 雇用に関して不当に精神的な苦痛を与える行為     | など               |

## 特長

従来の「雇用慣行賠償責任補償特約」に比べて補償範囲や補償する費用、補償限度額などを拡充しています。

- (1) マタニティハラスメントやアルコールハラスメントといった各種ハラスメントや不当な雇用慣行等（雇用に関連した虚偽説明、不当な内定取消等）、補償対象とする不当行為の範囲を拡大しています。
- (2) コンサルティング費用や各種訴訟対応費用についても補償いたします。
- (3) 補償限度額のパターンを1千万円、2千万円、3千万円、5千万円、1億円、2億円、3億円の7パターンに拡充しています。

## 販売開始日

2017年11月1日

## 雇用に関する訴訟事例

- 従業員Aは上司Bにアルコールの一气飲みを強要されて急性アルコール中毒になり、パワハラが原因で自殺。従業員Aの遺族が上司Bに対して賠償責任を請求し、上司に対して1,000万円の賠償責任金の支払いを命じた。
- 従業員Cは上司のパワハラでうつ病となったが、長期間休業中に自然退職扱いとなった。従業員の権利を主張して賃金請求の訴訟を起こし、精神的苦痛を与えたとし会社に150万円の慰謝料の支払いを命じた。
- 女性社員Dは食事会で上司から身体的接触をされ、「ここにいられなくしてやる」と脅しをかけられた。その結果、体調を崩して休業し「心因反応」の診断を受けた。被告人と会社に損害賠償、会社に休業期間の賃金とその遅延損害金を求める訴訟を起こし、慰謝料として110万円が認定された。
- 副主任の地位にある女性社員Eが妊娠を理由に降格させられたとして、無効とする訴訟を起こした。これに対して最高裁では、男女雇用機会均等法第9条第3に違反するとして無効とし、企業に175万円の支払いを命じた。
- 従業員の同意がないまま、妊娠中に不当に退職させられたとして、会社を相手に賠償責任請求をした。東京地裁は退職を無効とし、未払賃金を含めた250万円の支払いを命じる判決を下した。